

第六回国会 郵政委員会 議 録 第五号

昭和二十四年十一月十九日(土曜日)
午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 石原 登君

理事宇山 恒君 理事大和田義策君

理事風間 啓吉君 理事加藤隆太郎君

理事白井 佐吉君 理事井之口政雄君

理事山本 利壽君

天野 公義君 鈴木 仙八君

出席政府委員

郵政事務官 浦島喜久衛君
(郵政局長)

委員外の出席者

労働技官 原 勤四郎君
専門員 稲田 稯君

十一月十七日

新庄市金沢に郵便局設置の請願(圖
司安正君紹介)(第八二二号)

郵便年金増額の請願(八百板正君紹
介)(第八五六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

郵便物運送委託法案(内閣提出第一
一号)(予)

○石原委員長 これより会議を開きま
す。

郵便物運送委託法案を議題として審
査を進めますが、その前に先般本委員
会において井之口委員からの質問に對
しまして、労働省より答弁のため出席
しております。その答弁を許します。

○原説明員 私からお答え申し上げます。
日雇い労働失業保険者を本年度
におきまして、合計において二十万と
推定しておりますことは、実は御承知

第一類第十三号

郵政委員会議録第五号 昭和二十四年十一月十九日

のように日雇い労働者で失業保険の被
保険者となります者は、九月一日以降
におきまして登録しなければならぬ
ことになっております。しかるに現状
は、法の徹底が遅れたせいもあり
ますし、なお日雇い労働者個人が申告
しなければならぬというような事情
から遅れまして、現在までの正確な報
告がわれ／＼の手元まで参つていま
集まりました。一部のものから見ま
して、大体日雇い労働者総数の三分
の一が、本年度内において失業保険の被
保険者として適用されるのじやないか
というふうな考へるわけでありま
す。ところでこの日雇い労働被保険者にな
ります者の全国数は、本年の八月末
に全国の公共職業安定所に命じまし
て、調べました予想数によりまして、
大体六十万になつております。従いま
して、今回ここに二十万とあげまし
たのは、六十万人の三分の一というの
二十万としたわけでありま
す。なおこの日雇い被保険労働者の張りま
す印紙の六円と五円につきましては、大体百
六十円を限度といたしまして、百六十
円以上の者は六円、百五十九円未満の
者は五円の印紙になつておりまして、
この賃金の割合を見ますと、大体現在
の状況では一割が百五十九円以下にな
つておりまして、残りの九割は百六十
円以上ということになつておりますの
で、二十万のうち十八万は六円で、
二万が五円のものというふうになるわけ
であります。以上であります。

○井之口委員 なぜ三分の一の適用に
されたのですか。これは一ぱい／＼の

適用というわけに行かないですか。

○原説明員 一ぱい／＼と申しまして
も、現在の登録しておる状況がまだ
遅れておりますので、全数が本年度内
に適用されるにはおそろく至らないだ
ろうと考へるので、三分の一まであげ
てあるわけでありま
す。全数をあげな
かつたわけでありま
す。

○井之口委員 これを一ぱい／＼に登
録するように、すべての日雇い労働者
にすべからうとした失業保険の制度が行
きわたるようになつて、労働省
の希望するところだろ
うと思ふ。そう
いう点に對して何らかの手段がとられ
ておるかどうか。ただ大体三分の一ぐ
らいとつたらよろうな、なるべく多く
ない方がよろうなというふうな態度
で、三分の一と規定しておるのではな
いだろうか。これをもう少し推進して、全
体を包括するような仕組みを労働省の
方では特別に考へていないのですか。

○原説明員 もちろん失業保険の方
では、一方に周知宣伝を何回となく繰返
してやつておりますので、逐次その数
は増しつゝあります。来年度までには
おそろく登録者数は六十万に達するも
のと考へております。しかしながら現
在の状況では、一般の失業保険の場合
のように、事業主を相手にいたしまし
て、事業法を適用いたしまして、そこ
に登録されておる者に適用させること
は容易でありますけれども、日雇い勞
働者のように、個人々が就業場所をか
えます関係で、実は把握が困難でござ
います。全国安定所ごとに周知宣伝
を試みまして、從來安定所に日雇い勞

働者として登録されておる者につきま
しては、大体それが終つておるような
関係であります。あと安定所に参りま
せんでも、任意に雇用関係を結びまし
て、事業主の方に通つておる者には困
難になつております。

○井之口委員 安定所で六十万と算定
したのは、われ／＼は少な過ぎると思
つてゐるわけでありま
す。最近とり
わは失業者がどん／＼増加して来てお
る。今まで官公庁の職についていた人
たちも、どん／＼失業者の群に落ちて
来るし、農業は農業で最近非常に農
業危機の状態になつておる。それで、
そういう面も暮しが立たなくなつて、
何らかの仕事を探して農村から出て来
るというふうな状態で、非常に窮乏し
ております。こういうときに、失業日
雇い労働者の数をあらかじめ少く算定
し、またはその中でもとりわけ保険を
かけるような人を三分の一にするとい
うようなことは、あまりに甘く見てお
りはいないか。もつと労働省としては
積極的にそういう人たちの登録という
ことにも、いろいろな労働団体その他
の協力を願うということにすれば、そ
ういうことも早く片づくものだし、進
むものであるが、そういうふうな手は
打つてないのですか、どうですか。

○原説明員 日雇い労働組合というも
のがあちらこちらにありますが、私ど
もとしては府県を通じて、それら
の組合、団体に対して、できるだけ
の周知宣伝はいたしておる。それ
で結局該当事者につきまして漏れがな
いようにするということは、われ／＼

がいつも考へておるところでございま
す。現在の状況ではこのくらいしか、
三月までには上らないものではない
か、これが私どもの推測でございま
す。

○井之口委員 日雇い労働者の組合だ
けでなく、普通の労働組合でもいろ
んなのがございます。総同盟もござ
いますし、産別もございますし、いろ
／＼なものがあるのではありません。また單産
でもいろ／＼たくさんある。そういう
方々ともひとつ協力する。そうしてこ
ういう日雇い労働者のために盡くし
やるといふことが、労働組合か
ら申出があつたならば、労働省の方
においてもそれを取上げて、やはり民主
主義的にそういうふうなものは世話を
やいてもらふような組織をつくら
れる意思はないのですか。

○原説明員 その意思は持つておりま
す。現在総同盟、それから産別の方も
見えてきて、いろ／＼話し合ひいたし
ておりますけれども、まだ具体的な御
援助を求めるところまでは行つ
ておりません。

○井之口委員 それではこれは特別に
法的な法内組合とか何とかいう性質の
ものでもないし、労働者が失業者とし
て、日雇い労働の中に入つて行く。非
常に流動しているという形のものであ
つて、それのめんどろを見るためのも
のでありますからして、どういふ労働
団体でも、このために協力しようとい
うふうな申出があつたならば、労働大
臣も面会し、いろ／＼な陳情なり何な
りの意見も聞いてくれるでしょうか。

どうでしょうか。

○原説委員 もちろんそれは喜んでお聞きします。私もそれが被保険者の獲得に、根本から重要な問題でありますので、いつでもそういうことに力を注ぎたいと思っております。

○井之口委員 それではその掛金の関係、その経済の關係はどうなつておりますか。それをもう少し詳しく……五円、六円の分配とか、そういうふうないろ／＼なやり方ですね。

○原説委員 やり方をそれでは申し上げます。六円の印紙を張ります場合には、今申しましたようにそこに雇われました日雇い労働者が、百六十円以上の賃金をもらつておる場合であります。その場合にこの失業保険法の保険料の納付状況は一般の——一般の申しますのは、常用者の場合に準じまして、事業主と被保険者と政府が三つに割つて、三等分して負担するということの原則になつておりますので、六円のうち三円は被保険者の賃金から差引く。それから残りの三円は事業主が負担するというので、合せて六円に相なるわけでありまして、それから五円の場合、これは折半がや破れますが、事業主が二円、被保険者が三円の負担をする。これはなぜ折半にならなかつたと申しますと、もしも五円の場合に、折半して二円五十銭といはしますと、場合によつては事業主が自分の負担額の安い労働者を雇用しようということになるかもしれぬ。そうなる勢力労働の統制といひますか、賃金の統制がそこに行かれて、労働者に不利になりはしないかというこの関係で、五円の場合は三円と二円、六円の場合は三円と三円の負担をお互いに持

つということになつております。そしてまして保険金をもらう場合には、こういう條件になつております。失業保険の印紙を働いた日に張つてもらふのでありますから、先立つ二箇月で三十二枚以上の印紙が張られた場合におきましては、その月におきまして保険金を給付される資格ができるわけでありまして、もう一ぺん申しますと、先立つ二箇月におきまして、連続三月におきまして、合せて三十二枚の印紙が張られますと、その月において初めて一箇月間における受給の資格ができるわけでありまして、その際に六円の印紙ばかりが張つてございまして、支給額としては日額にして百四十円支給されるわけでありまして、それから三十二枚のうち一枚でも五円の印紙が混つておる場合がありまして、五円の印紙が混りまると、九十円の日額の保険金が支拂われることになりまして、要するに問題は三十二枚のうち、一枚でも安い方の印紙が張つてありますと、もらへる保険金は九十円になります。それから三十二枚以上の六円の印紙が張つてありますと、百四十円もらへるわけでありまして、それからもう方法はどうしますかというところ、離職した日に——離職したというところ、就職したとあぶきなかつた日、俗語で言いますとあぶれた日に、公共職業安定所に出頭いたしました、職業の紹介を受ける。そしてなおかつ職業の紹介、あつせんがなされない場合に、その日分の失業保険金をもらうのです。

○井之口委員 それからこれはみんな資本家が、郵便局の方から印紙を買つて、印紙の形で渡すのですか。たとえば今の勤勞所得税などは資本家がとつておつて、そして政府に納税しないといふふうな現象が至るところに起つてゐる。そういうふうな状態であれば、将来国庫の大きな負担になる。税の關係などの点で、このやり方がどんなふうになつてゐるか。そういう方面が郵政との間にうまくできるようなつてゐるか、この点を伺いたい。

○原説委員 保険料の納入の方法は、郵政省にお願ひいたしまして、郵便局で失業保険印紙を売つていただきまして、それを事業主が買ひまして持つております。そこへ日雇い労働者が参りますが、日雇い労働者は日雇い労働被保険者手帳というものを所持しております。その中では毎日分に区切つた欄ができておまして、その一日々々の分に該当する六円なら六円、五円なら五円の印紙を張つてもらふわけですね。そして張つた分につきましては、先ほど申し上げましたように、負担額が六円の場合には三円を被保険者の賃金から差引き、三円は事業主が負担する。そうしまして、今申しました六円なら六円、五円なら五円という印紙を、行く日ごとに貼付しまして、それに割印を押すことによつて、実際の納入がなされるわけでありまして。

○白井委員 郵便物運送委託法案の点につきまして、二、三お伺ひしたいことがございまして、御説明を願ひたいのであります。第一に、第二條にあります「郵便物の運送等を他に委託することが経済的であり」とありますが、この経済的であるといふことは、最も重要な根拠をなしておると思ふのであります。またその目的であるわけでありまして、この基礎的なものは何でありましようか。ひとつこの点を御説

明願したいと思ひます。

○浦島政府委員 経済的内容でございしますが、まず郵便事業は国営事業でありますので、すべて郵政省の手によりまして、すべての仕事をすることが建前であるわけでありまして、しかしながら郵便物を引受けまして、配達局へ送りまして、その間の区間におきまして運送につきましては、この委託法案全体にございまして、あらゆる運送機関を利用してやることになるわけでありまして、最も一つの大きな例といひまして、たとえば郵便物を運ぶために、郵政省がみづから全国に鉄道を敷いてやるということ、すでに国有の国有鉄道の委託をしてやるのと、どちらが経済的かといふことは、おのずから分りますことであると思ひます。同じことが地方鉄道でも船船でも言えることでありまして、かようにみづから直接運送機関を設置し直営するといふことは、非常な技術と非常な経費を伴うわけでありまして、すでに他にありますところの運送機関を利用して、この運送に要する料金を減らして行く方が、より経済的であるわけでございますので、さうな場合に運送を委託する、こういうことになるわけでありまして、また一つの例として、たとえば地方の山間僻地におきまして、郵便物の運送量が非常に少い。しかもその距離が非常に遠いといふ場合に、直接こちらでさうな運送機関なり、あるいは人を雇ひまして、こちらの従業員によりましてやります場合よりも、むしろ請負的にやつた方が、より経費が少いのではないかといふ場合があるわけでありま

すので、そういう山間僻地への運送は、直接郵便局から郵便物を配達をするよりも、奥の方のある一定の地域には第三者に請負せしめて、配達あるいは取扱ひをした方が経済的であるといふ場合があるわけでありまして、さうな場合にこの郵便物の運送を委託する。こういうことを規定しましたのが第二條にあるわけでありまして。

○白井委員 この法律で委託によつて、委託事務に従事する者ができた。その従事する者は公務員であるかどうか。この点について御説明願ひたいと思ひます。

○浦島政府委員 身分は、これは民間の会社なりあるいは民間の個人が郵政大臣と契約をいたしまして、郵便物の運送をいたすわけでありまして、この仕事に携わつておる方は民間人でありまして、公務員ではないわけでありまして。しかしながらその仕事自体は、郵便の業務の一部でございますので、郵便法の罰則上にありますことにつきましては、郵便に従事する者という解釈がとられて、その郵便法の罰則が適用になるわけでありまして。

○白井委員 契約によつてこの運送業務に従事する者は、いわゆる簡易郵便局法のごとく、準公務員であるといふふうにみなされてよいのであらうといふふうに思ひますが、いかがでございますか。

○浦島政府委員 ただいま私の御説明申し上げました通りに、郵便の業務に従事する者には遠いございせんが、簡易郵便局法に規定してありますやうに、公務執行妨害罪が成立するやいなやという問題につきましては、問題があるわけでございます。しかしながら

これにつきましては、私どもとしましては、こういうような解釈をいたしておるわけであり、すなわち郵便物を運送する方法等が、非常に種々雑多であるわけであり、たとえ国鉄によりまして運送する場合に、直接こちらの郵便車を連結して、その郵便車によつてこちらの郵政省の従業員の方々が輸送されるならば、当然公務員がされ、それに關する公務執行妨害罪といふことは成立つわけであり、しかし直接こちらの人がその郵便車に乗らぬでも、国鉄に郵便物のみを委託する場合もあるわけであり、あるいは私鉄におきまして郵便物のみをその会社に委託する場合があるわけ、またこれを自動車の場合にとつてみても、乗合バスに一般の旅客と同じく、郵便物を委託する場合があるわけであり、いろいろ運送の方法が種々雑多であるわけであり、そこで例に例にとり、乗合バスに郵便物を委託された場合に、これは大体そのバスの運行は、旅客を運送するのが主たることであり、それに郵便物を委託するわけであり、かような場合にやはり公務執行妨害罪として、第三者のそれらの業務の運行に対する障害を排除することが必要であるかどうか。いろいろ場合々々がたくさんありまして、一括しまして公務執行妨害罪が成立つような規定をいたすといふことは、非常に困難であるわけであり、と申しますのは、要するに公務員以外の方がやつた業務に對しまして、公務執行妨害罪が成立します場合は、法令によりまして公務に従事する職員とみなすという規定がなければいかぬわけであ

り、まただいま申しましたように、非常に種々雑多でありますので、一括して全部公務に従事する職員とみなすといふことにいたしますと、運送の種々雑多な場合に一括して規定することは、非常にむづかしいわけであり、特には、特に法案におきましては、公務に従事する職員とみなすという規定を掲げなかつたのであります。そこで、それから、かような規定がないために、郵便物の運送業務上支障があるのではないかといふ点があるわけであり、郵便物の運送をしようとする場合に、第三者がかりにこれに障害、妨害を与へた場合には、たいがい暴行罪とか、あるいはまた恐喝等が伴うわけであり、また、それらの暴行、恐喝等の、やはり刑法の規定が適用されるわけであり、それから、これは民間の人が受託をして行つておりますので、いわゆる刑法に於ては、業務妨害罪が成立するわけであり、そこで刑の輕重によりまして、かような場合の個々の問題につきまして、公務執行妨害罪におきましては、三年以下の懲役または禁錮といふことになつてゐるわけであり、ところが暴行罪あるいは業務妨害罪におきましては、三年以下の懲役または二年以下の懲役、あるいは十年以下の懲役、業務妨害罪におきましては三年以下となり、また、大体公務執行妨害罪と刑の点におきましては差異がないわけであり、また郵便法の第七十八條におきまして、郵便の障害となるべき行為をした者に対しては、五年以下の懲役または五千圓以下の罰金という規定がございますので、かように刑法並びに郵便法の刑罰の規定からいしま

して、郵便物の運送を妨害されました場合、いわゆる刑法上の保護といふものは十分に達せられてゐると私どもは信じて、特に公務に従事する職員とみなすという規定を設けまして、公務執行妨害罪にこれを問ふといふことをいたさなかつた次第であります。○白井委員 さようにいたしますと、請負をしむべく委託するところの相手方を選ぶという場合に、非常に重大な面が現れて来ると思ふのであります。幸いにして多数の人々が、ぜひ自分が落札してみたいといふようなことで、殺到するといふような場合においては、この第三條に於ける運送等に関する必要な能力を有する者の中から選ぶといふことができませんが、もしその相手方が少なくて、たとえば第四條に於けるように、随契によるという場合に生じたときにおきましては、郵政大臣は大蔵大臣に協議を要せずして、單獨でこの相手方を選択することができるといふことに運送等に関する必要な能力があらうとならうと、委託するといふ必要が起つて参ります。そこで選定の上において、著しく趣をかねて行くような結果になつて行かないかといふことを、考慮するわけなのであります。そのような意味合いから、簡易郵便法の第十條にあるがごとき規定をこの場合設定するといふことが必要ではなからうか、こんなふうに考えたわけなのであります。が、ことに契約といふことにつきましては、非常に重要な事柄であるのであります。この点に万が一にも支障等が起つたならば、せつかくの郵便事業も台なしになつてしまふといふよ

うなものが感じられるわけであり、す。こういう場合の当局の所信はどうでありましようか。ちよつと御答弁いたしたいと思ひます。○浦島政府委員 郵便物の運送の契約に参加しようとする者が少く、しかも契約ができない場合がある。そうすると自然第四條によつて、郵政大臣が随意に契約をせなければならぬ。さうな場合には、その受命者の郵便物運送上の能力があるかどうかといふ点について、非常に疑問があるから、業務の運行を保護する観点から言つて、簡易郵便法のような規定を設ける必要があるのではないかと御質問のようにお受取りいたしました。が、しかしこの第四條の隨意契約におきましては、郵政大臣としまして、この第三條第二項に於ける必要の能力と資格を有する人がないといふ場合は、おそらく今後におきましてはあり得ないと思ふのであります。が、何と申しましても、今日における郵便物の運送上の施設につきましては、あらゆる運送機関を利用いたしまして、しかもすでにそれらの運送業者におきましては郵便事業の運行上、支障なく業務を運行いたしておりますので、十分にその能力のあるものと認定せられるわけであり、現在の運送施設の大半がさうな状態であり、まして、おそろ今後この契約によりまして、一もろんこの附則によりまして、六箇月後には一応御破算になりまして、自由競争で契約を直すことになり、したが、おそろ従来運送業者においても、契約の参加が行へるものと考へられるわけであり、それから、實際問題としてさうな御心配の点はないもの

のと私は信じておる次第であります。○井之口委員 ちよつと一言伺ひたい。これは日本郵便通達株式会社と實際には非常に關係の深いものとなると思ふのであります。それでこの会社の内容をよく調べてみますと、これに公共組合から大分出資されてゐるようであり、通信公共組合は総資本に對する一七%の株主になつておりますが、公共組合の基金をこつた私企業にまわして、しかもさういふ私企業によつて郵便の運搬といふことをやらして、さうしてこれに雇大なる利益を与へて、その方がむしろ経済的であるといふふうな考えられてゐるようには思ふのであります。が、さういふ通信公共組合からの持株のようなもの、その公共組合の本旨に相反するものではなからうか。これに對して今までの公共組合の資金の運営委員会であり、さういふところでも問題になつていなかつたのであります。が、あるいはまた一般にその監督官であるところの郵政大臣が、さういふ方面に今までも何らの意見も出してゐなかつたのであります。が、どうでしょう。○浦島政府委員 御承知の通りこの公共組合におきましては、組合員に公共給付をやらすために、積み立てておるわけであり、その積み立てておる積立金を、公共組合としましては、できるだけ公共組合の財政状態がよくなるように、有利、確實に運用をいたしておるわけであり、従いましても利回りのいい投資があり、少くも積立金の資金が多くなるようにとやつておるわけであり、その観点

からいたしました。日本郵便逓送株式会社は業務の内容もよくわかつておるし、しかもその収入というものは郵政省から支拂われるところの運送料金でありますので、非常に確実であるという観点から、共済組合としましては日本郵便逓送株式会社に投資をいたしております。従いまして共済組合としましては、積立金運用の観点から投資いたしますのは、発送電とか、あるいはその他の民間会社、あるいはまた信託会社に信託をいたしますとか、その他定期預金をするというようなわけで、他の社債とか公債等も買ひまして、そうしてできるだけ有利確実に利回りを得るためにやつておるわけであります。従いまして共済組合としましては、この日本郵便逓送株式会社の全体の株の一七%を持つておりますということは、あくまで共済組合自体の資金の運用という観点から、この日本郵便逓送株式会社に投資をいたしておるわけであります。

○石原委員長 次会は来る二十二日、火曜日の午後一時から開会いたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十分散会